

令和6～7年度
県立浦和高等学校同窓会奨学財団
奨学生募集案内
(令和6年12月適用)

出願書類の提出締切

海外研修生派遣奨学金		随時
留学奨学金	継続の者	令和7年 5月30日(金)(必着)
	新規の者	令和6年 5月22日(金)(必着)
	提出が遅れた者	令和6年10月31日(金)(必着)
進学奨学金	申請の意思表示	令和6年12月24日(火)(必着)
	(書類提出)	令和7年 1月31日(金)(必着)
修学奨学金		令和7年 4月以降随時

- ※ 選考は、上記の締切日までに受理した申請者を対象に、6月下旬、11月下旬、3月中旬に行います。
- ※ まずは事務局までお気軽にご相談下さい。その上で、必要書類を作成し、持参又は郵送(簡易書留)により提出して下さい。
- ※ 新規の留学奨学金希望者は、留学が決まった時点で必ず事務局に連絡して下さい。日程を調整して事務局で詳しいお話を伺います。
- ※ 令和6年4月1日から海外研修派遣奨学金と留学奨学金については給付上限額を改定しました。修学・進学奨学金の所得要件については、令和7年度に向け検討中です。したがって、令和6年度については変更はありません。

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団

〒330-9330

埼玉県さいたま市浦和区領家5-3-3

電話・FAX: 048-886-0805(直通)

E-mail: urako-ob@u.email.ne.jp

URL: <http://www.urako-tama.com>

(この募集案内がダウンロードできます)

目 次

I	浦和高校同窓会奨学財団奨学金について	1
II	浦和高校同窓会奨学財団奨学金の概要.....	2
	1 出願資格	
	2 成績の要件	
	3 推薦の要件	
	4 奨学金の種類及び金額	
	5 奨学金の再造成努力【重要】	
	6 奨学金の交付又は給付停止	
	7 奨学金の交付又は給付の打切	
III	出願手続き.....	4
	1 出願方法	
	2 出願書類	
	3 選考について	
	4 連帯保証人について	
IV	世帯の収入基準について.....	7
	1 収入について	
	2 特別控除額について	
V	奨学生となって以降の手続きと提出書類.....	10
	1 毎年提出する書類	
	2 変更があった時に提出する書類	
VI	出願書類の確認と出願の様式.....	11
	1 出願書類チェック表	
	2 願書	
	3 奨学生志願理由（片面）	
	4 推薦書（片面）	
	5 本人及び世帯員の所得等に関する調書（両面）	

I 浦和高校同窓会奨学財団奨学金について

浦和高等学校は今年度創立129年の伝統を有する男子校です。学業面で実績をあげているだけでなく、「尚文昌武」の校訓のもと、文武両道を体現しようとしている高校です。

これまで浦高は、宇宙飛行士の若田光一氏や心臓外科医の天野篤氏をはじめ、各界で活躍する多くのリーダーを輩出してきました。さらに、現在、世界のボーダーレス化・グローバル化が進む中、グローバル人材、グローバル・リーダーの育成が強く求められています。浦高はリーダーたるべき人材、それもグローバルに活躍できる人材を育成する学校です。私達同窓生も、様々な経験を通して、そのような人材育成の重要性を痛感しておりますし、まして母校の後輩に対しては、日本の未来を託すうえで少しでも協力したいと考えています。そんな熱い思いが、グローバル人材育成を掲げた高等学校同窓会による奨学財団設立という国内でもはじめての試みになりました。

奨学財団の支援内容としては、海外研修生派遣奨学金、留学奨学金、修学奨学金及び進学奨学金の四種類の奨学金があります。いずれも返済の義務はありません。

海外研修生派遣奨学金については、夏季の短期留学に加え海外研修をより幅広く支援できるようにいたしました。平成25年度から令和5年度までの11年間に261名（令和2、3年度の新型コロナウイルス禍におけるオンライン研修17名を含む）を派遣しています。

留学奨学金については、在学生や卒業生の海外への長期留学に対し奨学金を給付します。

浦高生の海外留学は、1995年に創立百周年記念事業として英国のパブリックスクール、ウィットギフト校との姉妹校提携を機に定着し、長期留学生を毎年1名派遣してきました。財団ではこのウィットギフト校への留学生はじめ、海外の高校・大学へ留学した生徒を支援してまいりました。平成25年度から令和5年度までにのべ81名（実数34名）に支給し、今年度も9名（米ウィチタ州立大修士、ワシントン大博士、インペリアル・カレッジ・ロンドン、エディンバラ大、ミュンヘン工科大修士、ポン・パリ工科大修士、ミュンヘン工科大、パリサクレ大・サントラルスペレック、ウィットギフト校）に対し留学奨学金を支給しています。留学先も、イギリス、アメリカを中心に、オーストラリア、ドイツ、フランス、トルコ、ポーランド、デンマークなど多様になってきました。今後、さらに多くの海外大学への留学も支援して参ります。

さらに奨学財団は、グローバル化への支援に加え、家計が厳しい浦和高校の在学生及び卒業生に対しても、これまでに在学中の修学資金への助成（8名）や、大学への進学費用の給付（24名）を行ってきました。公立高校の使命として、生活困難や家計急変など、様々な理由から苦学している生徒にも光を当てられる仕組みといたしました。

浦高では、「少なくとも三兎を追え」、「無理難題に挑戦しよう」との方針の下、少年をタフな大人の男として育てる教育をしております。広く世界に雄飛せんとする強い意思を持つ浦高生及び卒業生の皆さん、この奨学金を積極的に活用し、海外に挑戦し、自らを鍛え、志の高い骨太の人材となることを期待しております。

令和6年11月

公益財団法人 県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野幸夫

II 浦和高校同窓会奨学財団奨学金の概要

1 出願資格

- (1) 海外研修生派遣奨学金については、埼玉県内の高等学校の在学学生。
留学奨学金については埼玉県内の高等学校の在学学生又は卒業した者。
修学奨学金については浦和高校の在学学生。
進学奨学金については浦和高校の在学学生又は卒業した者。
- (2) 学業成績が優良で、かつ、健康状態が修学に耐えられると認められる者。
- (3) その他上記に準ずる者として、理事長が認めた者。

2 成績の要件（5段階評価に換算して算出します。）

- (1) 高等学校の学習成績が要件となる者（修学奨学金については参考とする。）

全教科の平均が4.0以上であること

在学の状況	成績の判定期間
高等学校在学学生	高等学校在学時点までの学習成績
高等学校を卒業した者	高等学校在学時の学習成績
大学・短大・専修学校の1年次に在学している者	

- (2) 大学等の学習成績が要件となる者

優が70%以上

在学の状況	成績の判定期間
大学・短大・専修学校の2年次以上の者	1年次から前年度までの学習成績
大学院の1年次の者	大学在学時の学習成績
大学・短大・専修学校を卒業した者	在学時の学習成績

※ GPAの場合は、2.7以上 ただし各大学の評価基準を考慮する。

3 推薦の要件

推薦者は、下記3点を確認し、推薦書に記入してください。

- (1) 成績について
「2 成績の要件」を満たしていること。
- (2) 人物について
学習活動その他生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者。

※ 評価の留意点

- ア 学習意欲のあるものであること
- イ 留年や仮進級していない又その恐れのないこと
- ウ 停学等処分を受けていないこと
- エ 性行不良等、学校内の規律を乱す行為を行っていないこと

※ 人物については、推薦者（または推薦者から委任を受けた者）が必ず面談を行って評価して下さい。なお、面談実施日を推薦書に記載して下さい。

(3) 健康について

修学に十分耐え得ると認められる者。

※ 健康については、修学上支障がなければ応募できますので、推薦者は健康診断の結果も参考にして推薦してください。(出願書類に健康であることを証明する書類有り)

4 奨学金の種類及び金額

(1) 海外研修生派遣奨学金	埼玉県内の高等学校の在学学生で海外研修する者に対して、研修費用の一部を交付 (60万円以内)
(2) 留学奨学金	埼玉県内の高等学校の在学学生又は卒業した者で海外留学する者に対して、留学費用の一部を給付 (年額150万円以内)
(3) 修学奨学金	浦和高校の在学学生で、経済的理由で勉学が困難な者に対して、修学資金の一部を交付 (20万円以内)
(4) 進学奨学金	経済的理由で進学が困難な卒業生に対して、進学資金の一部を給付 (50万円以内)

※ 理事長が定める時期に、奨学生に一括して交付又は給付する。
留学奨学金を交付する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限以内において理事長が定める。ただし、理事長が必要であると認めたときは、変更することができる。
また、留学奨学金は年度ごとに給付する。

5 奨学金の再造成努力【重要】

(1) 奨学金の再造成努力

ア 奨学金に返還義務はありませんが、奨学生は、学校を卒業した日の属する年の翌年から20年以内(10年間の据え置き期間を含む)において、給付を受けた奨学金と同額の奨学資金の造成に努力するものとする。

イ 特に必要があると認めるときは、据え置き期間を延長できる。

ウ 奨学資金の再造成方法は、年賦又は半年賦での寄付によるものとする。

(2) 奨学金の再造成努力の猶予

奨学資金の再造成努力が困難であると認めるときは、相当の期間その再造成努力を猶予することができる。

(3) 奨学金の再造成努力の免除

奨学生が死亡、傷病その他特別の理由により奨学資金の寄付努力を果たすことができなくなったと認めるときは、申請により奨学金の全部又は一部の再造成努力を免除することができる。

6 奨学金の交付又は給付停止

奨学生が休学し、又は、停学の処分を受けたときは、その事由の発生した日の属する年の翌年分から復学した日の属する年の前年分までの留学奨学金の交付を停止する。

この場合において、これらの年の分として既に交付された留学奨学金がある時は、その留学奨学金は当該奨学生が復学した日の属する年以後の分として交付されたものとみなす。

奨学生が、正当な理由がなく在学証明書等を提出しないときは、奨学金の交付を行わないことができる。

7 奨学金の交付又は給付の打切

次の各号の一に該当する事由が生じたときは、奨学金の交付を打ち切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学、又は死亡したとき
- (2) 奨学生が病気等の理由により修学等が困難と認められたとき
- (3) 偽りの申請、その他の不正な手段によって交付又は給付を受けたとき
- (4) 前3号のほか、理事長が奨学生として適当でないと認めるとき

III 出願手続き

1 出願方法

(1) 出願書類の締切

ア	海外研修生派遣奨学金	随時
イ	留学奨学金	継続の者 令和6年 5月26日(金)(必着)
		新規の者 令和6年 5月26日(金)(必着)
		提出が遅れた者 令和6年10月31日(火)(必着)
ウ	進学奨学金	意思表示 令和5年12月22日(金)(必着)
		書類提出 令和6年 1月31日(火)(必着)
エ	修学奨学金	令和6年4月以降随時

※ まずは事務局までご相談下さい。その上で郵送または持参して下さい。
(郵送の場合は「簡易書留」で送付してください。)

(2) 提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区領家5-3-3
公益財団法人 県立浦和高等学校同窓会奨学財団 事務局宛

2 出願書類

(1) 奨学生願書等

- ア 奨学生願書(様式第1号)(海外研修生派遣奨学金は様式第2号)
- イ 奨学生志望理由(海外研修生派遣奨学金は不要。)
- ウ 合格通知書の写し(原本は不要です。)(海外研修生派遣奨学金は不要。)
進学先が決定している者は、合格が確認できる書類の写しを提出してください。

(2) 成績証明書(開封されていた場合は無効)

成績証明書(6か月以内に交付されたもの)

(3) 推薦書(開封されていた場合は無効)

ア 推薦者

出願時に学校に在学している者は在学している学校の長、学校を卒業している者は卒業した学校の長。

ただし、大学等では、学部長、学科長、主任教授などが推薦者になるところもあるので、学生課等で確認の上提出して下さい。

出 願 者		推 薦 者
高 等 学 校	在学	在学している高等学校の長
	卒業	卒業した高等学校の長
大学院・大学・短大・専修学校	在学	在学している学校の長
	卒業	卒業した学校の長

イ 推薦内容

「Ⅱ 3 推薦の要件」

※ 推薦者は要件を満たしているか評価し、推薦書に具体的に記入してください。

(4) 本人及び世帯員の所得等に関する調書等（修学・進学奨学金の場合）

※ 以下の説明は、令和5年度の内容で、令和6年4月以降は全面改正の予定です。

ア 本人及び世帯員の所得等に関する調書（別紙1）

総所得金額欄は「Ⅳ世帯の収入基準について」（7頁～）を参照してください。

イ 住民票（6か月以内に発行されたもの）

世帯員全員が記載されているもの

本人及び続柄が記載されているもの

ウ 所得証明書（「(市町村民税) 課税証明書、非課税証明書」)

出願者と生計を一にする世帯員のうち出願者を扶助する者の直近の所得証明書（市役所、町村役場で発行された証明書に限る）

※ 留意点

①「ウ」の「出願者を扶助する者」とは、家計支持者（父及び母、またはこれに代わって家計を支えている者）であり、無職・パートなどで非課税になる方も提出が必要です。

②出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し出願時の所得が大幅に減少している場合は、所得証明書に加え、失業中であることを証明する書類（雇用保険受給資格者証の写し等）、現在の所得の状況を証明する書類（直近2か月間の給与支払明細書等）を添付し、状況を記入。上記で判断が難しい場合は、財団事務局までお問い合わせください。

(5) 「特別控除」を証明する書類

「特別控除」を証明する書類

世帯に下記の表に該当する方がいる場合は「認定総所得金額」算定の際、特別控除を受けることができますので、その内容を証明する書類を提出してください。

なお、認定される要件、特別控除額等については、『1 V 2 特別控除額について』（9・10頁、表2の1・表2の2）の〔留意点〕を参照してください。

障害者のいる世帯	障害者手帳の写し等
長期療養者のいる世帯	・過去1年間の医療費、治療器具等の購入費、通院のための交通費等の領収書の写し ※所得税の高額医療の控除を受けている場合は、源泉徴収票又は市町村長の発行する市町村民税の特別徴収税額の通知の写し、及び願書提出前2箇月間の領収書の写しでも可
主たる家計支持者が別居している世帯	・給与明細書の写し、住居の賃貸契約書の写し等 ・住民票
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	・被害への対応のための借入又は返済に係る書類の写し ・被災証明書等

出願者が大学院、大学、短大、専修学校に在学している場合	本年度の授業料年額（施設費は除く）を証明する書類 ・募集要項等、授業料年額が記載された頁の写し
高校生以上の就学者のいる世帯	在学を証明する書類 ・在学証明書、通学証明書、学生証の写し

※ 願書の提出に当たっては内容、提出書類をよく確認してください。「特別控除」を証明する書類がないと控除できませんので御注意下さい。

成績、世帯の収入等が基準を満たしていない場合や、提出書類に不備がある場合には奨学金を交付又は給付することができません。

※ 提出期限内に必要な書類が提出されないと、予約採用を取り消される場合があります。

3 選考について

(1) 選考結果の通知

選考は、出願書類をもとに行います。選考結果は、「採用」、「不採用」の別に審査終了後速やかに本人あてに通知します。

(2) 採用から奨学金の給付まで

海外研修生派遣事業助成金については、学校を通して一括して旅行業者等に支払うことをもって給付します。

修学、留学、進学奨学金については、本人の金融機関口座に奨学金を振込みますので、金融機関名、支店名、普通預金であること、口座名義人の氏名、口座番号が確認できる通帳のコピー等を速やかに提出して下さい。

進学奨学金については、志望校に進学することを証明する書類（合格通知書等）も一緒に提出して下さい。

4 連帯保証人について

連帯保証人は1名必要となります。

(1) 連帯保証人の要件について

ア 再造成努力期間にわたり継続安定した収入が見込まれる方。（非課税の方は不可）

イ 現在、出願者を保護又は扶助していない方。

（親が出願者を保護又は扶助している場合、親は連帯保証人になれません）

ウ 出願者の配偶者でない方。（結婚する予定の方も除きます）

エ 出願時に成年で独立の生計を営む方。

オ 成年被後見人、被補佐人及び破産の宣告を受けていない方

※ 連帯保証人には、奨学金の給付、再造成努力終了までの間を通して奨学金受給者の人物を保証していただきます。

(2) 必要な書類

ア 願書提出時に必要となる書類

(ア) 出願時に連帯保証人が決まっている場合

連帯保証人は願書の内容を確認して、応募者と連署押印してください。

(イ) 出願時に連帯保証人が決まっていない場合

連帯保証人が未定の旨を願書の余白に記入して出願してください。

IV 世帯の収入基準について

※ 以下の説明は、令和5年度の内容で、令和6年4月以降は全面改正の予定です。

出願者の属する世帯の1年間の「認定総所得金額」が、「収入基準額」（表1）以下であることを基準とします。

1 収入について

(1) 認定総所得金額について

認定総所得金額の算定式は次のとおりです。

$$\text{認定総所得金額} = \text{総所得金額} - \text{特別控除額}$$

(万円未満は切捨て)

※ 認定総所得金額とは世帯の1年間の「総所得金額」から「特別控除額」を除いた金額をいいます。

(2) 総所得金額について

「総所得金額」とは、その世帯の金銭・物品などの1年間の所得金額の合計尾をいいます。

[留意点]

- ① 父母など出願者を保護又は扶助している者の所得金額を合計し「総所得金額」とします。出願者を保護又は扶助していない者の所得金額は含みません。
- ② 出願者本人に収入がある場合は、その所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。
- ③ 出願者の配偶者等に収入がある場合はその所得金額を含んだ額を「総所得金額」とします。
- ④ 2人以上に収入がある世帯については、それぞれの所得金額の合計を「総所得金額」とします。
- ⑤ 給与所得（年金を含む）の場合、次の式により計算した金額とします。

$$\text{総所得金額} = \text{年間収入金額} - \text{控除額}$$

(万円未満切り捨て) (万円未満切り捨て)

[給与所得の場合による控除額]

- ⑥ 同一人で複数の収入源からの給与所得がある場合、収入金額を合算します。
- ⑦ 同一人で給与所得と給与所得以外の所得がある場合は、給与所得については⑤により計算し、給与所得以外の所得金額と合計した金額とします。
- ⑧ 給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得者が一人の場合を含む）は【A表】、少ない者は【B表】を適用します。同額の場合、いずれか一方の者は【A表】、他方の者は【B表】を適用します。

※ 給与収入金額については、「所得証明書」、「市民税、県民税の特別徴収税額の通知書」の「給与収入金額」欄に記載された金額とします。

【A表】

年間収入金額	控除額
268万円未満	年間収入金額と同額
268万円以上400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円
401万円以上781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円超	408万円

【B表】

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入金額と同額
66万円から180万円以下	年間収入金額×0.4（ただし、控除額が65万円以下の場合は65万円）
181万円から360万円以下	年間収入金額×0.3+18万円
361万円から660万円以下	年間収入金額×0.2+54万円
661万円から1000万円以下	年間収入金額×0.1+120万円
1001万円～1500万円以下	年間収入金額×0.05+170万円
1500万円超	245万円

(3) 収入基準額について

世帯の収入基準額は次のとおりです。

【表1】 収入基準額

世帯人員	収入基準額
1人	139万円
2	198
3	212
4	229
5	239
6	250
7	262
8人以上は1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する	12

2 特別控除額について

次の表2の1と表2の2の項目に該当がある場合は、7頁の1(2)で得た「総所得金額」から更に各特別控除額(万円未満切捨)を控除して1(1)の「認定総所得金額」とします。

該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、これらの控除額を合わせて控除します。

(1) 世帯を対象とする特別控除額

【表2の1】 世帯を対象とする特別控除額表

特別の事情	特別控除額				
母子・父子世帯	99万円				
就学者のいる世帯 (本人の控除は【表2の2】による) 児童・生徒・学生1人につき	小学校	31万円			
	中学校	46万円			
	高等学校			自宅通学	自宅外通学
		国・公立	39万円	69万円	
		私立	88万円	118万円	
	高等専門学校	1~3年次	国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		4,5年次 選考課	国・公立	43万円	72万円
		私立	87万円	116万円	
	大学	国・公立	74万円	121万円	
私立		133万円	180万円		

※ 留意点⑤	専修学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		専門課程	国・公立	36万円	81万円
			私立	102万円	147万円
障害者のいる世帯 ※ 留意点①	障害者1人につき 99万円				
長期療養者のいる世帯 ※留意点②	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
主たる家計支持者が別居している世帯 ※ 留意点③	別居のため特別に支出している年間金額。 ただし、71万円を限度とする。				
火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯 ※ 留意点④	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				

※ 留意点(特別控除を受けるには「証明する書類」が必要です。事務局までお問合せ下さい。)

①障害者のいる世帯

障害のある人の医療費で「長期療養者」に該当する場合は、併せて控除できます。

②長期療養者のいる世帯

出願時において継続して2年以上の療養を必要とする者の医療費（診療代、治療代、医薬品代等）、治療及び療養に係る器具代、通院のための交通費、世帯員以外の者に支払う介護費等とします。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額、その他により補てんされる金額は除きます。

③主たる家計支持者が別居している世帯

主たる家計支持者が就労のため別居している世帯で、出願後も1年以上別居が継続する見込みであること。別居地の住居費、光熱水道費、別居地と主たる住居地間の交通費等とします。

ただし、勤務先から補てんされる金額、家具、電気器具、家事用品購入費等の一時的な支出は除きます。

(注)「主たる家計支持者」とは、申込者本人の生計を維持する者のうち、父もしくは母、又は父母に代わって生計を維持するものとする。(父母のいずれか1人でも別居した場合対象)

④火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯

出願時の前年から出願時まで、災害等により日常生活を営むために必要な資材または生産手段に被害を受け、長期（2年以上）にわたって支出が増加又は収入が減少する場合の年間金額とします。

ただし、保険、損害賠償等により補てんされた金額は除きます。

⑤自宅通学・自宅外通学

自宅・自宅外の別は、原則として住民票の住所で判断します。

(2) 出願者を対象とする特別控除額

【表2の2】 出願者を対象とする特別控除額表

高等学校に在学 または高等学校 を卒業した者	74万円
------------------------------	------

大学に在学 している者	国・公立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額 ※ 留意点	23万円 70万円
	私立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額 ※ 留意点	37万円 84万円
高等専門学校に 在学している者	国・公立 (1～3年次)	自宅通学 自宅外通学	39万円 69万円
	国・公立 (4・5年次)	自宅通学 自宅外通学	43万円 72万円
	私立 (1～3年次)	自宅通学 自宅外通学	88万円 118万円
	私立 (4・5年次)	自宅通学 自宅外通学	87万円 116万円
専修学校 (専門課程)に 在学している者	国・公立	自宅通学 自宅外通学 に授業料年額を加えた額 ※ 留意点	19万円 64万円
	私立	自宅通学 私立自宅外通学 に授業料年額を加えた額 ※ 留意点	41万円 86万円

※ 留意点

「授業料年額」とは、在学している大学又は専修学校の初年度の授業料年額（万円未満切捨）とし、入学金、施設料その他臨時または個別に徴収される費用は除きます。

V 奨学生となって以降の手続きと提出書類

1 毎年提出する書類

(1) 「在学証明書」

毎年4月上旬に在学する学校から新年度の「在学証明書」を取得し、提出してください。

在学証明書により在学を確認して当該年度の奨学金の支給を開始します。

提出されない場合は、給付を停止（または返還手続きの開始）します。

なお、「学生証」の写しは認められません。

2 変更があった時に提出する書類

(1) 「身上異動届」(様式第4号)

奨学生本人及び連帯保証人の住所、電話番号等の連絡先、氏名に変更があった場合は、速やかに提出してください。

(2) 「奨学生死亡届」(様式第5号)

(3) 「連帯保証人変更届」(様式第6号)

連帯保証人が死亡したとき、その他やむを得ず変更の必要がある場合は、直ちに別の連帯保証人を立てて連署の上、提出してください。(新連帯保証人の6か月以内に交付された住民票、直近の所得証明書を添付してください。) なお、連帯保証人の変更は審査の結果認められない場合があります。

VI 出願書類の確認と出願の様式

1 出願書類チェック表

2 願書

(1) 様式第1号「浦和高校同窓会奨学財団 奨学生願書」 (片面)

(2) 様式第2号「浦和高校同窓会奨学財団 海外研修生派遣奨学金申請書」 (片面)

3 奨学生志望理由 (片面)

4 推薦書 (片面)

5 本人及び世帯員の所得等に関する調書 (両面)

◎ 出願書類チェック表

願書の提出にあたっては、提出書類を確認し、不足がないように注意して下さい。

提出書類	奨学金種別の必要書類			
	海外研修生 派遣奨学金	留 学 金 奨 学 金	修 学 金 奨 学 金	進 学 奨 学 金
1 奨学生願書 (1) 奨学生願書(様式1) (2) 海外研修生派遣奨学金申請書(様式2) ※ 出願者本人が記入し、書名押印しましたか？(未成年者は保護者の署名押印も必要です) ※ 連帯保証人が署名していますか？	○(2)	○(1)	○(1)	○(1)
2 奨学生志望理由	○	○	○	○
3 推薦書(密封されたもの)	○	○	○	○
4 健康であることを証明する書類 健康診断書又は学校の健康診断票等の写に学校長の原本証明を付したのもの	○	○	○	○
5 住民票(世帯全員、本籍・続柄が記載されたもの) ※ 6か月以内に交付されたものですか？	×	○	○	○
6 成績証明書(密封されたもの)	○	○	○	○
7 進学、留学を証明するもの(合格通知など) ※ 進学先が決定している場合は必ず提出して下さい。	×	○	×	○
8 本人及び世帯員の所得等に関する調書 ※ 氏名や生年月日の記入もれはありませんか？	×	×	○	○
9 所得証明書(両親など出願書を扶助する者の分) ※ 直近の内容のものですか？ ※ 源泉徴収票は不可 ※ 無収入の場合も添付されていますか？ ※ 年金の支払い証明は添付されていますか？	×	×	○	○
10 特別控除に係る証明書(該当者のみ) ※ 本人が大学等の在学学生は授業料を証明する書類 ※ 兄弟姉妹の在学証明書、通学証明書、学生証写し	×	×	○	○

(注) 留学の2年目以降の場合、必要書類は下記の通りです。

奨学生願書 奨学財団ホームページから「留学継続者用 様式第1号」をダウンロード可能
 成績証明書 評定の基準も含め、翻訳文も添付のこと
 在学証明書 翻訳文も添付のこと
 近況報告 前年度の成果・反省、新年度の学習・研究テーマ・決意等を含むレポート
 〃 写真 前年度の写真(学習・研究、サークル・ボランティア、余暇等)
 奨学金振込先の本人口座が分かる書類(通帳のコピーまたは画像)

浦和高校同窓会奨学財団 奨学生願書					
奨学金希望種類(○をつけてください)	修学奨学金	留学奨学金	進学奨学金		
(ふりがな)					
氏 名	令和 年 月 日		生 歳		
住 所 (詳細に記入してください。)		電 話		(自宅)	
〒				(携帯)	
浦高以外の方		在 学 生 年 組	年 組		
校					
高校名	高 校 年 卒 期	卒 業 生 卒 回	浦 高 回		
進学志望校 (学部・学科等まで)			修業年限		
			年		
<p>私は、県立浦和高等学校同窓会奨学財団奨学金の給付又は助成を受けたいので、出願します。なお、採用された場合には、県立浦和高等学校同窓会奨学財団奨学金事業実施要綱を遵守し、学生としての本分を守り、勉学に励むとともに、奨学金の返還の事由が生じた際は、遅滞なく返還することを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">出願者本人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>私は、上記の者が、県立浦和高等学校同窓会奨学財団の奨学金を有効に活用して勉学に励み、世界のどこかを支える人間たり得る人物であることを連帯して保証いたします。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 氏 名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p> <p>(あて先) 公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野 幸夫 様</p>					
連 帯 保 証 人		住 所	〒 電 話		
		本人との 関係	生 年 月 日	年 月 日 生	
保 護 者 ※本人が 未成年者 の場合		住 所	〒 電 話 (自宅)		
		氏 名	Ⓜ	本人との 関係	

(注) 保護者とは親権を行う者又は未成年後見人のことをいいます。

(注) 留学2年目以降の継続申請の場合、奨学財団ホームページから「留学継続者用 様式第1号」をダウンロードして使用して下さい。

浦和高校同窓会奨学財団 海外研修生派遣奨学金申請書

令和 年 月 日

フリガナ

申請者氏名



[令和 年度]

事業等の名称			
申請者情報	所属	学校名 学年 クラス等	
	住所	〒	
	E-mail アドレス	TEL	FAX
	学歴		
研修実施期日			
研修実施機関			
研修実施場所			
研修内容			

奨学生志望理由

(ふりがな)		年	月	日生
氏名				歳
在学 (学部・学科等まで) 校	出身 (学部・学科等まで)	在学年	年生	
			年卒	
進学志望校				決定 未定

推 薦 書

在 学 校 (出身校)	
氏 名	
住 所	
推薦理由	
記入者氏名 面 談 日	

上記のとおり浦和高校同窓会奨学財団奨学生として適当と認め、推薦します。

令和 年 月 日

推薦者 職・氏名

⑩

(あて先)

公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団 理事長 川野 幸夫 様

本人及び世帯員の所得等に関する調書

[表面]

1 世帯の収入及び控除の状況

(1) 本人の状況

本人	氏名	生年月日	年齢	国公立	学校名	在学	
		平成 令和 年 月 生				年 年卒	
	志望校 ※出願時の志望校と合否・今後の日程について記入してください。						
	第一志望校		第二志望校		第三志望校		
	試験日	発表日	試験日	発表日	試験日	発表日	
	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄		
		給与 事業 年金 その他()					

(2) 就学者を除く世帯員の状況

就学者を除く世帯員	続柄	氏名	生年月日	年齢	総所得金額	所得の種類	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 生		万円	給与事業年金			
			年 月 生		万円	その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金			
			年 月 生		万円	その他()	万円		
			年 月 生		万円	給与事業年金			

(3) 就学者の状況

就学者	続柄	氏名	生年月日	年齢	国公立	学校名	在学年	特別控除額	備考	事務局記入欄
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		
			年 月 生					万円		

注1 本人に収入がある場合は、総所得金額を記入してください。

注2 生計を一にする世帯員全員を記載してください。

総所得金額は、「IV 世帯の収入基準について」(2)により計算した父母など本人を保護又は扶助している者及び本人の配偶者等、全員の総所得金額を万円単位(千円以下切り捨て)で記入し、右の欄の主な所得源を○で囲んでください。

所得の種類のうち「その他」は、不動産所得、退職所得、雑所得(年金を除く)などの別を記入してください。(同居の兄弟姉妹等の所得は含みません。)

注3 別居の場合は備考欄に住居地を記入してください。

2 特別控除の対象となる事項（障害者、長期療養、単身赴任、災害等の事情）

特別控除の 対象となる 事 情		
年間の支出増	万円	年間の収入減 万円
増減額計算		
事務局記入欄		

注 「世帯の収入基準について」の「特別控除額」のうち、「障害者」「長期療養者」「主たる家計支持者の別居」、「火災等の被害」に該当する場合、その事情を「特別控除の対象となる事情」欄に記入し、そのための年間の支出額の増加又は収入額の減額の根拠を記入してください。

3 その他特別な事情

事務局記入欄	

注 奨学金を希望する特別な事情があれば記入してください。